



もくじ

- サービス提供責任者等研修会 2・3
- 現任研修会 4・5
- 私のご当地自慢！
～グルメやゆるキャラ、地域の魅力をご紹介します！～ ... 6・7
- 事務局からのお知らせ 8

「拘束」とは身体的拘束および対応的拘束を言います。

- ・徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る
- ・転落しないようにベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- ・自分で降りられないようにベッドを柵で囲む
- ・点滴、経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひもで縛る

家族がやっているからヘルパーは関係ないは間違っています。見て見ぬふりはしてはいけません。決めつけもよくありません。支援の方法をきちんと検討しなくてははいけません。不必要な身体拘束は「虐待」に当たります。「身体拘束を行なわない」が原則です。ただし3要件にあてはまる場合のみ実施することがあります。

原則、「身体拘束は行なわない」、そのことを念頭に置き忘れないようにしましょう。

虐待防止委員会の設置も必要です。

職員は「高齢者の権利を守ること」に今以上、認識しておくことが大切です。同時に「職員が一番権利侵害者になる可能性を持っている」ことを自覚しておく必要があります。

委員会での主な検討内容は事業者や施設内で虐待防止検討委員会の位置づけを明確にし、「虐待をしない、させない」ための具体的な取り組みを方針として明示することが大切です。

虐待防止のためには

- ・研究会や勉強会の開催
- ・ヒヤリハットによる事例収集、分析 → ヒヤリハットを出す意味を間違えないように
- ・内部の相談体制の確立
- ・適切な制度の活用

が重要となります。



3 要件について

身体拘束を行なう前には「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書」を用いてご家族に説明をしましょう。ご家族から同意と署名が必要です。

身体拘束の方法、時間については最も制限の少ない方法で最も短い拘束時間を設定しましょう。3要件にあてはまらない状態の場合は身体拘束はできません。ご家族にもそのように説明をする必要があります。

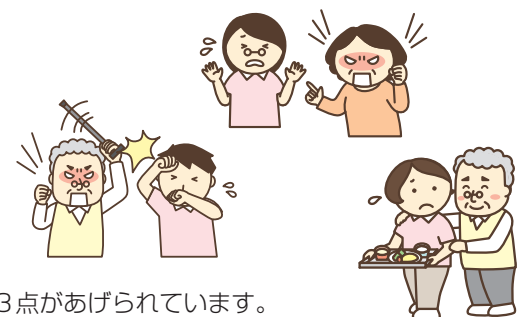
一つでも欠けたら虐待にあたります。また必要な手続きを踏んでいない身体拘束も虐待にあたりますので注意が必要です。

介護現場におけるハラスメント対策

2021 年介護保険制度改定に伴い、職員間のみならず職員、お客様間のハラスメント対策を行なうことが求められています。今後の日本社会のさらなる高齢化に対応するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、最重要基盤の一つである介護人材を安定的に確保し介護職員が安心して働くことのできる職場環境、労働環境を整えることが必要不可欠です。

トラブルの原点

利用者さんが理解できていないことが多い、受け手が気持ちよくサービスを受けられるかどうか、「出来ない」と見られている事がトラブルになる原因かもしれません。



介護現場におけるハラスメントの現状

身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント の3点があげられています。

身体的暴力では身体的な力を使って危害を及ぼす行為です。叩かれる、引っかかる、物を投げってくる、服を引っ張るなどさまざまです。精神的暴力では暴言、大声を出す、無視される、理不尽なことを言われる・・・などです。心配や不安が強いのではないかと思います。セクシャルハラスメントでは意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為などです。

具体的な対策としてはハラスメント、接遇、介護サービスの再確認が必要となります。ハラスメントとは何か？を理解することが大切です。何が○で何が×なのか。大きな問題になりそうな場合は文章と共に行政に連絡する必要も出てきます。ハラスメントの定義の内容を共有する、ハラスメントに当たることがあったら些細なことでも記録、共有に残す、職員本人から相談があった場合は否定せずにしっかり傾聴することが大切です。

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには私たちが適切なケア技術を発揮しお客様、ご家族様から尊重され安心して働ける職場環境を構築することが不可欠です。ハラスメントに対する理解が促進され介護現場のハラスメントの防止と適切な対応に活用されていくことが重要となります。

サービス提供責任者等研修会

安城市社会福祉協議会 中村 日香 氏

令和4年11月25日(金)開催



ヤングケアラーの実情と支援について

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている児童とされています。18歳未満をヤングケアラーと位置付けています。高校生ぐらいまでを指しています。

ヤングケアラーの実態調査では、世話をしている家族が「いる」に中学2年生が5.7%、高校2年生が4.1%と答えています。世話について相談した経験が「ない」に中学2年生が67.7%、高校2年生が64.2%と答えています。半数以上が相談をした経験がないという現状になっています。自分の今の状況について話を聞いてほしいと思っているのが中学2年生が12.9%、高校3年生が16.6%となっています。聞いてほしいけれど諦めている、相談しようと思わなくなっているということが問題なのが分かります。平日1日当たりの世話に費やす時間「7時間以上」と答えているのは、中学2年生が14.7%、高校2年生が15.4%となっています。朝から夜までほとんどの時間を費やしており、自分の時間が持てていない現状が分かります。学校の中では家庭の問題となり、踏み込めない状況もあるのかもしれません。先生の役割ってなんだろう、話を聞きながら頭に浮かんでいました。

一人が声をかけるだけでは安心にはなりません。周りが声をかけてくれるのを待っていた、ということをつかていないといけません。多機関や多職種による支援体制が必要になってきます。家族まるごとみんなで支える、という認識を持たなくてははいけません。相談から支援につなげていくためにも、関係機関と連携し一つでも多くの支援につないでいかなければいけません。

私たちが支援している世帯のなかにも、もしかしたらヤングケアラーとして家族のケアや進路、就職などで悩んでいる方がいるかもしれません。福祉の専門職としてヤングケアラーの方々に何ができるかを考えていかなければなりません。



虐待防止への取り組みと、職員の意識改革

高齢者虐待は報告件数が増加しており、特に介護事業所の職員による虐待件数は報告数に比例して増加しています。原因は決して職員のモラルだけの問題ではありません。職場環境、職員への教育、指導の欠如、そして介護事業所の隠ぺい体質など様々な要素が高齢者虐待を助長しています。そのようなとき、いかに冷静に一貫した対応ができるかが、これからの介護事業所の運命に関わることもあるので日頃からの管理、指導の徹底が必要となってきます。

対人援助に不可欠なポイント①

「人間の平等と尊厳」

人は一人ひとりかけがえのない貴重な命を持った存在であり疾病や障がいの有無、年齢、性別、国籍、出身等にかかわらず尊重されなければならない。すべての人が「生活の主体者」として生きる権利を持ちます。

対人援助に不可欠なポイント②

「人間に対する肯定的理解」

さまざまな課題を抱える当事者は現状が困難な状況にあるために本来持っている力を出し切れていない状況にあるだけで、すべての人が生活を獲得する力を持っているという強い信念。

支援者として必要な視点①

「人と状況の全体性の視点」

人と環境の全体状況を捉える視点の事。当事者自身の疾病や属性のみで当事者をとらえるのではなく、常に社会との関係の中で見ていくことが重要です。

支援者として必要な視点②

援助・支援とは当事者と支援者が互いに「主体と主体」として相互に話し合ってすすめていくものであり、当事者は援助や支援を一方的に受ける「受け手ではない」ということです。重要なのは当事者と支援者の「かわり」と「信頼関係の構築」です。

2. BCP 作成の体制

① BCP 作成の手順と体制

BCP 作成の基本を理解 → 担当者を決め BCP を作成 → 事前対策 → 職員への教育、訓練を実施

② 法人と事業所

- (1) 法人本部で全事業所・全サービスの共通の BCP を作成 → 各事業所、サービスに合わせ見直す。
- (2) 各事業所、サービスで BCP を作成 → 事業所、サービスで難しい点を法人本部が支援

3. BCP 作成に必要な情報、資料

① 厚労省の資料を活用

- (1) ガイドライン（解説書）
- (2) ひな形＋様式集（令和3年度版、例示入り）

4. BCP の基本的な構成

① BCP の基本構成

感染症 BCP と自然災害 BCP は、基本同じ構成。

BCP 基本構成	感染症 BCP	自然災害 BCP
1. 総則（基本方針）	1. 総則	1. 総論
2. 事前準備	2. 平常時の対応	2. 平常時の対応
		3. 緊急時の対応（前） 3.1～3.4
3. 初動対応	3. 初動対応	3. 緊急時の対応（中） 3.5～3.7
	休業の検討 （通所系のみ）	
4. 業務継続	4. 感染拡大防止体制の確立	3. 緊急時の対応（後） 3.8～3.10
		4. 他施設との連携
		4. 地域との連携

② 自然災害 BCP と感染症 BCP の目次の比較

資料にて比較する。

5. ひな形の使い方

実際のひな形を見ながら、グループに分かれて一部作成してみる。



現任研修会

令和5年2月13日（月）開催

「BCP（業務継続計画）
作成の進め方」

株式会社ねこの手 代表取締役 伊藤 亜記 氏



PCB 作成の流れは大きく 4 つの部分からなる

Part-1
BCP 作成の基本的な手順

Part-2
感染症 BCP の作成

Part-3
自然災害 BCP の作成

Part-4
BCP を有効にする訓練

Part-1 BCP 作成の基本的な手順

1. BCP とは何か？

① BCP（業務継続計画）とは？

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画の事を事業継続計画と呼ぶ。

② BCP 作成の義務化

令和3年度の介護報酬改定において BCP 作成が義務化。
3年間の経過措置（2024 年 3 月末まで）現在、努力義務。
→ 各サービス毎に「運営基準」に記載する。
(1) 感染症、自然災害の両方の BCP を作成
(2) 研修、訓練の定期的な実施

③ 防災計画と BCP の違い

BCP は、防災計画の上に成り立つ。防災計画 = BCP ではない。

④ BCP の必要性

発生する状況を想定し、準備・対策を考える。
→ 想定：地震で公共交通機関が不通、道路や橋が損壊、または感染症で自宅待機など大勢の職員が出勤できない。

サービスを継続するために

- (1) 業務に優先度をつける。一部のサービスの休止。
- (2) 普段と違う業務ができるようにマニュアルを整備、職員全員に教育を実施する。
- (3) 代替えの方法を準備する。例、非常食の利用。
- (4) 応援者の手配など。

私のご当地自慢!

グルメやゆるキャラ、
地域の魅力を
ご紹介します!

岡崎市社会福祉協議会

愛知県出身ではない私が、岡崎市に住みはじめ、出会ったのが寿がきラーメン、和風とんこつです。スーパーではもちろん、商業施設等では店舗もありこの地域では馴染みの食品です。八丁味噌赤みそもそうでした。どちらの食品に対しても当初は、受け入れがたく出会ったことのない食べ物でした。しかしながら、今となっては、住みなれたこの地で好んで食べるようになり、地元出身の方と変わらぬぐらい馴染んでいます。食べ物のみに限らず、気候、風土、気質、県民性などすっかり愛知に染まり、言わなければ、他県民とはわからないくらいになりました。愛知の良い所をこれからも発信して全国の方に伝えていけたらいいなと思っています。

(菊池)

田原市社会福祉協議会ヘルパーステーション

当事業所の所在地、渥美半島全体が田原市であり、南は太平洋、北は三河湾と海の景色を身近に感じる事が出来ます。四季折々の草花も見応えあり、菜の花、桜、向日葵、紫陽花、山茶花等の壮大な景色は、仕事の疲れを癒し、心穏やかな気持ちとなります。

気候は温暖であると同様、温厚な人が多いです。農産物、海産物共に豊富でキャベツを使ったコロッケ(キャベコロ)、大あさりは有名です。ぜひ皆さん、田原市を感じに来て下さい。

(村田)

安城市社会福祉協議会

・私が勤務する安城市のマスコットキャラクターは「サルピー」です。

安城市の花サルビアのつぼみをかたどった帽子をかぶった花の精をデザインされています。かわいらしさの中に元気さが出るよう表現されているそうです。手に持っている葉は、人と自然との共生のシンボルです。

・七夕まつりでは「きーぼー」が人気を集めています。

きーぼーはみんなの願いごとを星にかえて天の川までとどける、願いごとの精です。

天の川には「願いごとの神さま」がすんでいて、きーぼーがとどけた願いごとを順番にかなえてくれるんです。

神さまは願いごとを1つとどけるたび、ごほうびに金平糖を1つぶくれます。きーぼーはこんぺいとうが大好きなんです。

・地域の魅力についてです

安城市はデンパークというテーマパークがあります。季節に合わせて色とりどりの花が施設内いっぱいに咲いており来られる方を楽しませてくれています。イベントもいろいろあり愛知県の方だけでなく県外の方も来られています。

蓮の花で有名な本鐘寺があります。

いろいろな遊具で遊べる堀内公園も人気です。乗り物も安く乗ることができ、小さいお子さんも楽しめる公園になっています。

安城名物、北京飯〜も有名です。テレビで取り上げられているためご存じの方も多いかと思っています。最近是北京飯が缶詰で楽しめるようになっています。

(中村)

美浜町社会福祉協議会

美浜町は海に挟まれた町であり、野間灯台を初め、海に関する物が有名で、魚などの海鮮がとても美味しい町です。色んな店頭にも海産物が沢山並んでいますが、なんと魚やエビなどの海産物の自動販売機が野間にあります。イカやエビ、魚の切り身などのメニューが有る中、「お魚ガチャ」というメニューがあり、その時のお勤めの魚が入っているそうなので、楽しみながら購入できると思います。

(夏目)

江南市社会福祉協議会

江南市は、愛知県北部に位置する市で、尾張地方の北部、岐阜県との県境となる木曽川の南に面しています。江南市のマスコットキャラクターは藤花ちゃんです。藤花ちゃんは木曽川の流れとフジの花をイメージして市内在住の漫画家「くらはしかん」さんがデザインし、平成16年度の市制50周年を機にマスコットキャラクターとして誕生。

木曽川の流れと曼陀羅寺の藤の花から生まれた妖精、どうも女性らしいが性別不明。江南市の平和と発展のためにイベントなどで活躍。江南社協のイベントにも登場。夏は少し苦手。藤花ちゃんは江南市のホームページにのっています。

ぜひ、藤花ちゃんの顔を見て下さい。

(後藤)

稲沢市社会福祉協議会

稲沢市には「天下の奇祭 国府宮はだか祭り」が開催される尾張大國霊神社（国府宮）があります。はだか祭では裸男たちが神男に触って厄を落とそうと群がるところが、圧巻です。

また、稲沢市は祖父江地区を中心とするぎんなんでも有名です。そのぎんなんを使用した「ぎんなん最中」と「いちようサブレ」はお勤めです。お菓子の後ろにいるのは、稲沢市のマスコットキャラクター「いなっピー」で、体全体はいちよう、はちまきとフンドシは国府宮はだか祭をイメージしています。是非一度いらして下さい。

(黒宮)

あま市社会福祉協議会

私が紹介するのは、令和4年9月に誕生したあま市社会福祉協議会のキャラクター「あーちゃん、まーちゃん」です。かわいいらしい双子の妖精です。

あーちゃんは、「おもいやりのココロ」の妖精で、人を思いやる優しいココロの象徴です。

まーちゃんは、「助け合いのココロ」の妖精で、人を助ける優しいココロの象徴です。

ココロに、あーちゃんとまーちゃんを宿し、「おもいやり」と「たすけあい」のやさしい気持ちを大切に。そして、「おもいやり」と「たすけあい」があふれる、素敵なあま市にしていきたいです。

ホームページにあーちゃん、まーちゃんいますので見に来て下さい。

(野々目)

豊田市社会福祉協議会

私の住んでいるところは、豊田市といっても岐阜県恵那市との県境で、まわりは山で、近くには矢作川が流れていて、とても自然豊かなところですよ。

4月頃には、山の中に山桜のピンクとしだれ桃、5月頃の新緑、11月頃には、紅葉の中に四季桜のピンクがとてもきれいで、心も落ち着きます。

食べ物では、女の子の節句には「からすみ」という米粉を練って蒸したお菓子があります。

五平餅は家でも時々作り、我が家では、ゴマ、クルミ、ネギ等をたっぷりしょう油味が好評でおいしいです。

(伊藤)



▲ 国府宮

▶ 左奥から「いなっピー」、
「ぎんなん最中」、「いちようサブレ」



事務局からのお知らせ

各種マニュアル冊子の販売について

2022年
改訂!

事業所での研修や介護技術の基礎確認、介護事故の予防などにもお役立てください。ご希望の方は、事務局へお問い合わせください。

■納品と同時に請求書を同封いたしますので、後日お振込みください。

- ◀ 2022年改訂版 訪問介護マニュアル
- ・愛知県ホームヘルパー連絡協議会会員 600円
 - ・会員外 700円



- ◀ 訪問介護マニュアル老計10号(※令和元年版です)
- ・愛知県ホームヘルパー連絡協議会会員 300円
 - ・会員外 400円

- 2022年改訂版 サービス提供責任者 支援ハンドブック ▶
- ・愛知県ホームヘルパー連絡協議会会員 500円
 - ・会員外 600円



ご協力ありがとうございました!

本年度も「図書カード・クオカード」による赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございました。おかげさまで、**720枚**のご協力をいただきました。この募金による寄付金は、諸経費を除き、来年度の本会事業費として配分されます。

この配分金は、本会事業の貴重な財源として、各種研修会の開催や機関誌等の発行に活用されますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いします!



愛知県ホームヘルパー連絡協議会 つとい* 第95号

住所 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL (052)212-5502 FAX (052)212-5503

発行 令和5年3月 編集・発行 愛知県ホームヘルパー連絡協議会 広報委員会

